

輸入済みブラジル産かぼちゃ種子からスイカ果実汚斑細菌病菌（Aac）が検出された事例に伴う対応について

1. 経緯

- (1) 本年2月、ブラジル産かぼちゃ種子が輸入され、検査証明書※等に問題はなく輸入検査合格となった。※ブラジルについては、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の2の19項に掲げるAacの対象国であるため、同国に対し適切な遺伝子診断法等によりAacに侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。
- (2) 7月10日、輸入者が当該種子の自主検定を行い、Aacが検出された旨の情報提供。なお、当該種子は国内流通されておらず、輸入者が全量を保管。
- (3) 7月11日、輸入者の了承の下、植物防疫所が当該種子の全量（12kg）を回収。
- (4) 植物防疫所でAacに対するSBS検定を実施し、8月8日、Aacを検出。

2. 緊急の暫定措置

今般の事例を受け、ブラジルにおいて精密検定が実施された宿主植物を通じてAacが侵入するおそれがあることから、Aacの侵入を防止するため、暫定的な措置として、モニタリング検査（STEP1から開始）を以下のとおり実施する。

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、ブラジルからの規則別表2の2の19項に掲げる植物

(2) 期間

令和6年8月30日から当面の間

(3) 検定方法

次の数量について、Aacを対象とした遺伝子検定等の実施

植物	検定対象
種子	1,000粒（同一の検査単位に含まれる種子が10,000粒未満の場合は、当該種子数の10%。ただし、検定の結果、LAMP法で陽性となり、栽培検定又はSBS検定を行う場合は、追加で1,000粒（同一の検査単位に含まれる種子が10,000粒未満の場合は、当該種子数のさらに10%）。）
生植物（種子及び果実を除く。）	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量の検査の結果、症状又は症状の疑いがあるもの

3. 会員への情報提供のお願い

ブラジル産かぼちゃ種子から Aac が検出された事例が確認されたことから、種苗会社においては、流通前に在庫種子の点検を行う等健全な種子を供給すること。また、育苗・栽培時、Aac の疑似症状が観察された場合、植物防疫所へ連絡すること。